

令和2年4月1日

東一宇都宮青果株式会社「一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和6年3月31日までの4年間

2. 内容

第1項目

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など、諸制度の周知。

《目的》 少子化対策及び社員が安心して働き続けられる職場環境の実現。

《実施計画》

- (1) 諸制度に関する社内規程等について、社員へ周知する。
- (2) 妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。
- (3) 該当者への個別説明会を行う。
- (4) フレックスタイム制など、変形労働時間制の導入を検討する。
- (5) 男性社員についても、子育て休暇の取得を促進する。

第2項目

ノー残業デーの設定・実施。

《目的》 ワークライフバランスの浸透を図ることで、社員の健康維持に寄与する。

《実施計画》

休日前（会社カレンダーに基づく）を「ノー残業デー」とする。

第3項目 在宅勤務ができる仕組みを導入する。

《目的》 新しい就業様式として、テレワークやオンライン会議のシステムを漸次導入する。

《実施計画》

- (1) 社内に検討委員会を設置する。
- (2) テレワーク（在宅勤務）などが可能な業務について検討する。

令和4年4月1日

東一宇都宮青果株式会社「一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間
2. 内容
第1項目
女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、社内周知、公表及び取り組みの実施、効果の測定。

《目的》 女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境の実現。

《目標》 課長代理以上の管理職の女性職員を1人以上増やす。

《実施計画》

- (1) 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施。
- (2) 女性管理職候補者の選考会の実施。
- (3) 女性管理職候補者に対するヒアリングの実施。
- (4) 管理職養成のための研修カリキュラム作成。
- (5) 管理職候補の女性を対象として研修の実施。
- (6) 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談実施。